

日 時：令和 7 年 4 月 16 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第320回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題 1 「EUの十分性認定の対象範囲の拡大への対応について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 日EU相互認証の枠組みの拡大に向けた対応について、御説明いたします。

現在、当委員会は、欧州委員会司法・消費者総局との間で、EUによる日本への十分性認定の対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大する協議を行っております。大島委員と欧州委員会マグラー委員が、4月9日、ベルギー・ブリュッセルの欧州委員会本部にて、日EU相互認証の枠組み等に関して会談を実施し、同日、共同プレス声明を発出いたしました。資料1－2が共同プレス声明の原文、資料1－3が事務局作成の仮訳となります。

また、大島委員は、4月8日に欧州委員会の十分性認定の対象範囲の拡大に係る決定文書に対する意見を作成することとなる欧州データ保護会議のタルス議長と会談し、相互認証の拡大交渉の早期妥結に向けた理解の醸成を図ったほか、4月9日に欧州データ保護監察機関のビプロフスキー総裁と会談し、データ保護・プライバシーを取り巻く状況について執行の観点から意見交換を行いました。

続きまして、欧州委員会との共同プレス声明のポイントについて御説明いたします。EUからの日本に対する十分性認定の対象範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大する協議について、特に学術研究分野において大きく進展をしており、迅速に妥結させることを視野に入れ、今後、数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認しました。

また、2024年3月に欧州委員会が立ち上げた「十分性ネットワーク」の枠組みでの協力を含め、価値観を共有する関係各国及び地域と共に、信頼できるデータ流通の構築に向けた協力をステップアップすることに合意しました。

具体的には、相互認証を新たな国々へ拡大していくこと、異なる法域で使用されている多数のモデル契約条項に「架け橋」を設けること、OECDの「民間部門が保有する個人デ

ータに対するガバメントアクセスに関する宣言」などの国際文書への準拠を推進すること、といった取組を行うこととされております。

加えて、これらの共同作業を進めるための定期的な会合を開催することが合意されました。次回の会合は、マグラー委員が来日される予定の本年9月に行われる見込みでございます。

事務局からの説明は以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 どうも御説明ありがとうございました。

私からコメントをさせていただきます。EUによる日本への十分性認定の対象範囲拡大に向けて、EU側のカウンターパートであるマグラー委員と大島委員が今回面談したことは、大変意義深いと言えます。相互認証の対象範囲拡大に向けたプロセスの完了は、個人データの日EU間の自由なデータ流通を加速させるものであり、特に学界や公的部門において実務上のメリットをもたらすと考えます。

当委員会の国際戦略においても、相互認証の更なる発展を委員会としての最優先課題としています。また、同じく国際戦略では、基本的な価値観を共有する他の関係各国及び地域との間で新たな相互認証に向けた協議を開始することも掲げています。

今回の面談の機会は、かように国際戦略に掲げた方向性にも資するものだと考えます。相互認証は当委員会が進める個人情報に関するDFFTの推進及び具体化の中核であり、将来への展開に向けた具体的な取組に期待したいと思います。

以上でございます。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。

ございませんようでしたら、私から一言述べさせていただきます。今回の出張では、今、お話がありましたとおり、欧州委員会のマイケル・マグラー委員等と会談してまいりました。特にマグラー委員とは、欧州委員会が昨年12月に新体制となり、新たに民主主義・司法・法の支配・消費者保護を担当する委員に就任されてから初めての対面する機会となりました。

今回の会談では、EUから日本に対する十分性認定の対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大することに関する協議について、マグラー委員との間で「本協議を迅速に妥結させることを視野に入れ、今後数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認」することができたことは、大きな進展であると言えます。

また、「2024年3月に欧州委員会が立ち上げた「十分性ネットワーク」の枠組みでの協力を含め、価値観を共有する関係各国及び地域と共に、信頼できるデータ流通の構築に向けた協力をステップアップすることでも合意」してまいりました。

そのほか、EDPBの議長であり、フィンランドのデータ保護プライバシー機関のオンブ

ズマンでもあるアヌ・タルス議長、さらにはEDPSのヴォイチェフ・ビプロフスキー総裁ともお会いし、この充分性認定の対象範囲の拡大や個人情報保護・プライバシーを取り巻く状況などについて率直な意見交換を行ってきたところであります。

今回の出張では、個人情報保護について高い水準にある日本とEUが、日EU相互認証の枠組みのみならず、様々な国際的な場での協力関係を一層強化していくことを確認でき、大変有意義な機会であったと考えております。

事務局におかれては、対象範囲を拡大させた日EU相互認証が可能な限り早期に発効されるよう、引き続き作業を加速していただきたいと考えております。

以上です。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りしたいと思います。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要」について、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 ありがとうございます。

それでは、資料に沿って御説明をいたします。今回は個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討の今後の検討の進め方に対して寄せられた意見の概要についての御報告となります。3月5日の委員会で、3年ごと見直しに係る制度的課題に対して寄せられた御意見の概要を御紹介いたしました。関係する団体や事業者等の皆さんとは継続的なコミュニケーション・議論を継続しているところでございますけれども、その後、追加で御意見が寄せられたところでございます。

これまでの委員会におきましても、関係者と継続的にコミュニケーションを取るとともに、状況について随時御報告を頂きたいという御意見を頂いていたものと認識をしております。こういったことを踏まえまして、このタイミングで改めて一度御報告をさせていただく次第でございます。

意見提出者の一覧は、1ページ目でございますとおりで、下線を引いている団体、数としては九つとなりますけれども、こちらの方から新たに御意見を頂戴しております。

3ページ以降に、頂いた御意見の概要を御紹介しております。本日は時間の制約もございますので、頂いた御意見について個別に詳細な御説明は割愛させていただきますけれども、各ページにおきまして下線を引いている御意見が、今回新たに御提出を頂いたものになります。前回と比較いたしますと、ページ数としても倍のボリュームとなっております。また、提出いただいた御意見を総合いたしますと、新たに追加された論点についての意見のボリュームが多くなっているとは認識しておりますけれども、全体として見た場合

は、各論点について多様な観点・方向性の御意見を頂戴しているということを改めて認識をしているところでございます。

また、各団体内におきましては、継続的に議論が行われているところもあるということも認識をしてございますので、また今後も追加で御意見を頂戴する可能性があるものと認識をしているところでございます。

事務局といたしましても、関係者と引き続き詳細な内容も含めたコミュニケーションを図って議論を加速していきたいと考えております。こちらの状況につきましても、随時委員会に御報告させていただきます。

簡単でございますけれども、事務局からの御説明は以上でございます。

○大島委員長代理　ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員、お願いします。

○清水委員　御報告ありがとうございます。

3月5日時点では、経済団体等の意見が未着であったと認識しております。今回、経済団体を始め幾つかの団体の意見が追加的に含められた形でお示しいただいたと思います。この資料からは、どの御意見が経済団体の方からの御意見かというのはちょっと分からないですけれども、おおむね個人データ保護とデータの利活用を一体的に検討するという提案には御理解が得られつつあるのではないかと認識しているところでございます。

言わずもがなの話ではありますが、個人情報情報の活用と個人の権利利益の保護の関係というのは言わば車の両輪のようなものだと考えております。それぞれがばらばらにということではなく、相互に関連付けられるような形で進展していくことが望ましいと考えております。そこでのキーワードは「リスク」なのかなと。保護法益を侵害するリスクだと捉えることができると思います。まずは利活用を進めていく上で、事業者側でリスクを識別・評価し、適切なガバナンス体制を構築していくことが必要であるということです。

委員会としては、基本的なルール作りと事業者側でのガバナンスがうまく機能しなかった場合の執行の体制というのを整えていくことが必要なのだろうと考えております。

以上が私見でございますが、今後の検討の進め方につきましては、おおむね前向きな御意見を頂いていると認識しておりますけれども、細部の詰めが残っているという御指摘、それから、あとは今後の社会経済情勢の変化が予測されることから、PDCAサイクルによる更なる見直しが必要となることもあらうと思いますので、このようなことから、事務局におかれましては、ステークホルダーとの継続的な対話をお願いしたいと思います。

以上です。

○大島委員長代理　ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。